ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）に、かつ、湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温及び常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

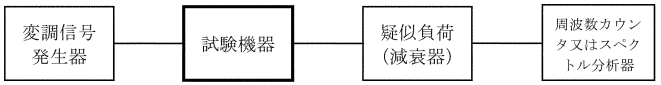
４　その他

⑴　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑵　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

四　周波数の偏差

１　測定系統図



２　測定器の設定等

⑴　周波数分解能は、設備規則別表第一号に規定する許容偏差の１／10以下とする。

⑵　スペクトル分析器を用いる場合は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第一号に規定する占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第一号に規定する占有周波数帯幅の許容値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより十分高いレベル
データ点数	400点以上
掃引時間	測定確度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストが入ること）㊟
掃引モード	連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

３　試験機器の状態

⑴　試験機器を通常の使用状態に設定して送信する。

⑵　無変調状態で連続送信する。

⑶　⑵にできない場合は、無変調波の継続的バースト送出状態とする。

⑷　⑶において無変調にできない場合は、標準符号化試験信号で変調をかける。

４　測定操作手順

⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数カウンタ又はスペクトル分析器で直接測定する。

⑵　無変調にできない場合、バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間となる場合は、スペクトル分析器を用いて測定する。

⑶　スペクトル分析器を用いる場合は、２⑵において掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データのdB値を電力次元の真数に変換し、全データの電力総和を算出して、「全電力」値とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑹　中心周波数として（「上限周波数」＋「下限周波数」）／２を算出し、測定値とする。

５　試験結果の記載方法

測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

６　その他

⑴　試験機器の送信周波数が周囲の影響を受けやすいので、測定時には注意する。

⑵　試験機器の電源として注水電池等を用いる場合は、電池の立ち上がり時間を考慮して十分に電池電圧が安定してから試験機器に接続する。

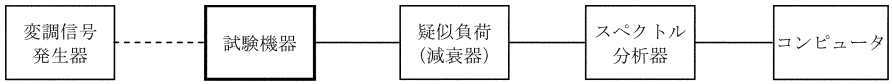
⑶　400MHz帯の広帯域型であって、周波数調整トリマを有する試験機器の場合は、試験機器の周波数調整トリマを調整して、試験機器の送信周波数を試験周波数に調整する。

⑷　許容値に対して余裕がある場合は、３⑷において標準符号化試験信号に代えて通常運用状態に用いる変調符号とすることができる。

注　バースト送信時間が長い場合は、繰り返し掃引により１サンプル点にバースト送信時間が含まれれば掃引時間を短くすることができる。

五　占有周波数帯幅

１　測定系統図



２　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する技術基準の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する技術基準の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより40dB以上高いレベル
データ点数	400点以上